第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

不正に取得された住民票の写し等の返還について（通知）

あなたの行った下記の請求は、法の制度を不正に利用したもの又は不正な取得である蓋然性が極めて高いものと判断したものです。

つきましては、丸亀市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知に関する事務取扱要綱第6条の規定に基づき、被取得者等に対し、事件の概要、あなたの氏名、住所等を通知します。

また、当該不正に取得した住民票の写し等を、速やかに本市に返還することを要請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 請求先 | 請求年月日 | 請求書番号 | 不正取得と判断した根拠 |
|  |  |  |  |  |